

次期「三重県教育ビジョン(仮称)」 数値目標一覧(案)

資料 9

基本施策 1		子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成					
		数値目標					
	施策名	指標	指標の説明	指標の選定理由	目標数値		令和5年度目標値設定理由
					R 1 (現状値)	R 5 (目標値)	
基本 施策		自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合	子どもたちが、将来、自らの夢や可能性に挑戦しようとする意欲を持ち、必要な力を身につけるためには、知・徳・体を一体的・調和的に育み、自己肯定感を高めることが重要なことから選定しました。	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%	小中学校においては、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおおむね5ポイント高めることとして、目標値を設定しました。
1-1	学力の育成	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層(ABCD層)におけるAB層の公立小中学生の割合(全国を100とした場合の本県の値)	子どもたち一人ひとりに学習指導要領で求められる確かな学力を育てていくことが重要であることから、子どもたち全体の学力を伸ばし、AB層の割合を増加させることを指標として選定しました。	小学生 100.2 中学生 98.3	小学生 104 中学生 102	全国学力・学習状況調査において、A B層の子どもの割合が全国平均より少ないことから、全ての子どもたちの学力を向上させることで、全国の割合を100とした本県の値を毎年1ポイントずつ伸ばしていくこととして設定しました。
1-2	外国人児童生徒教育の推進	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置づけた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている公立小中学校の割合	日本語指導が必要な子どもたちが、学校で安心して学び、社会で自立していくために必要な力を身につけるためには、日本語能力が大切であることから選定しました。	89.6%	100%	日本語指導が必要な子どもが在籍する学校が増加している中で、どの学校で学んでも日本語能力を身につけられるよう、在籍する全ての学校で適切な日本語指導が行われることをめざして設定しました。
1-3	幼児教育の推進	就学前教育に独自の計画・方針を策定して取り組む市町の数	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をふまえ、就学前教育の独自の計画や方針を策定して取り組んでいる市町の数	幼稚園や保育所、認定子ども園において、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっており、各市町において地域の状況に応じて計画的に就学前教育に取り組んでいくことが大切であることから選定しました。	15市町	29市町	令和5年度に、すべての市町で計画や方針を策定して質の高い就学前教育が提供されるよう、段階的に増加していくこととして設定しました。
1-4	人権教育の推進	人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じようになった子どもたちの割合	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かができることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合	三重県人権教育基本方針において、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育むことを人権教育の目的としていることから選定しました。	86.6% (30年度)	98.5%	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別はいけないと思う」と回答した生徒の割合が98.3%(過去最高値)である一方で、「差別をなくすための行動をしたい」と思う生徒の割合は86.6%に留まっています。第三次行動計画ではその差を埋め、さらにこれまでもを上回る数値まで到達することをめざし、年ごとに3%程度を積み上げていけるよう目標値を設定しました。
1-5	道德教育の推進	道德科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	道德科での子どもたちの学びの姿を保護者や地域の人々に紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校の割合	道德科は全教育活動を通じて行う道德教育の要であり、学校における道德教育への理解と協力を家庭や地域社会から得ることが大切であることから選定しました。	小学校 78.7% 中学校 48.7% (30年度)	小学校 100% 中学校 100%	子どもたちの道德性を育むためには、家庭や地域と共通理解を深め、連携して取り組むことが重要であることから、令和5年度に全ての小中学校で実施されるよう、段階的に増加していくこととして設定しました。
1-6	読書活動・文化芸術活動の推進	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	「学校の授業時間以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、読書を読みますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合	豊かな心の育成につなげるため、読書活動の推進を行うことで読書に親しむ児童生徒が増えることが重要と考え、選定しました。	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 65.7% 中学生 50.4%	子どもたちの読書活動が、小学生、中学生ともに全国平均に達していないため、全国平均値に達成することを目標として設定しました。
1-7	体力の向上と学校スポーツの推進	体力テストの総合評価が「A」、「B」、「C」の子どもたちの割合	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階のうち上位3段階である「A」、「B」、「C」の公立小中学生の割合	柔軟性や筋力、持久力など基礎的な体力は、子どもたちの生涯にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たすことから選定しました。	78% (30年度)	80.0%	令和2年度の全国中学校体育大会、令和3年度の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催による運動やスポーツへの関心や体力向上への機運の高まりを見込み、令和5年度の目標値を80%と設定しました。
		授業以外でも運動やスポーツをしたいと思う子どもたちの割合	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の児童生徒質問紙調査の「授業以外でも運動やスポーツをしたいと思えますか」という質問に、「思う」と回答した公立小中学生の割合	子どもたちが体を動かすことが好きになると、授業以外でも運動やスポーツをしようと思うようになり、子どもたちの体力が向上することにつながるから、選定しました。	69.0% (30年度)	71.5%	県教育委員会が学校の体力向上に向けた取組を支援するとともに子どもたちが大規模なスポーツ大会に「する」、「みる」、「支える」、「知る」といったさまざまな形で関わることで、「授業以外でも運動やスポーツをしたいと思う」と回答する公立小中学生の割合増加を見込み、目標値を71.5%と設定しました。
1-8	健康教育・食育の推進	むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校(小学部)の割合	年間を通じて、給食後の歯みがき指導又はフッ化物洗口を実施している公立小学校および県立特別支援学校(小学部)の割合	歯と口の健康づくりは、生涯にわたり健康で充実した生活を送るための基礎となる重要な取組です。全国平均と比べて高い状況が続いている、子どもたち一人当たりの平均むし歯指数を改善するために、むし歯予防は重要であることから、選定しました。	71.5% (30年度)	100%	全ての公立小学校および県立特別支援学校が、給食後の歯みがき指導又はフッ化物洗口に取り組む、むし歯予防に努めることを目指し、最終目標を100%としました。

基本施策 2	個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成
--------	--------------------------

	施策名	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由
					目標数値		
					R 1 (現状値)	R 5 (目標値)	
基本 施策	-	自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合	18歳で成年を迎えることとなる高校生が、社会を構成する一員として権利を行使し、責任を果たすことの大切さを理解している必要があることから選定しました。	62.3%	74.3%	全国学力・学習状況調査における中学生への同内容の質問に対する回答の伸びが、4年間で約10ポイント(2.6ポイント/年)伸びていることをふまえるとともに、新学習指導要領の実施に向けた授業改善、主権者教育や消費者教育等に取り組むことにより、現状値より毎年3ポイント上昇させることとして、目標値を設定しました。
2-1	主体的に社会を形成する力の育成	社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	政治的事象や環境問題、持続可能な消費と生産など、社会的課題の解決に向けた考えを深める話し合い活動を実施している県立高等学校の数	実際の社会的事象を題材として、自分の意見を述べ、他の生徒の意見を聞き、考えを深めていけるような機会を持つことが、これからの社会の形成者としての資質・能力を育成するためには重要であることから、選定しました。	20校 (30年度)	56校	高校生が、自ら課題を発見し協働して解決策を見出す活動を行うことで、これからの社会の形成者として必要な資質・能力の育成につながることを考えたことから、全ての県立高等学校において実施することを目標準として設定しました。
2-2	キャリア教育の充実	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	目標を定め、先を見通して行動できる力はこれからの社会において必要な力であることから選定しました。	小学生 89.3% (30年度) 中学生 85.0% (30年度) 高校生 65.9% (元年度)	小学生 92.0% 中学生 87.0% 高校生 75.0%	第二次行動計画期間の最高値(小学生89.3%、中学生85.0%、高校生66.6%)を上回るよう、小学生、中学生はそれぞれ2ポイント程度の上昇を見込んで目標値を設定しました。特に高校生については、本施策を通じて自己の将来とのつながりを見通しながら学ぶ力を高める必要があることから、9ポイント程度の上昇を見込んで目標値を設定しました。
2-3	グローバル教育の推進	日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる高校生の割合	文科省の「英語教育実施状況調査」における、高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した県立高校生の割合	子どもたちが、将来グローバル社会で活躍するためには、多様な国の人々と主体的、積極的に英語でコミュニケーションを図る能力が必要不可欠であることから、選定しました。	38.7% (30年度)	50.0%	国の第三期教育振興基本計画において、CEFR A2レベル相当以上を達成した高校生の割合を50%にすることが示されていることをふまえ、目標値を設定しました。
		地域の行事に参加している子どもたちの割合	「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合	将来の地域社会を形成する力を育成するために、地域社会において様々な人々と触れ合うことで、新たな発見や発想等を得ていくことが重要と考え、選定しました。	小学生 74.1% 中学生 56.8%	小学生 76.1% 中学生 62.8%	中学生が地域の行事に参加する比率を上げるためには、小学校段階においてその経験を高めたい必要があることから、第二次行動計画期間に上昇した割合(小学生1.0ポイント、中学生5.9ポイント)を上回るよう、小学生では2ポイント、中学生では6ポイントの上昇を見込んで目標値を設定しました。
2-4	知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数	科学的、技術的、工学的、芸術的、数学的な見方・考え方を働かせて、問題を見出し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数	子どもたちが、予測困難な未来社会において、豊かに幸せに生きていく力を身につけるためには、AIなどの技術を適切に使いこなし、自分自身の答えを自ら発見することができるような学習が学校教育の中心となっている必要があると考え、選定しました。	12校 (30年度)	36校	実社会で必要となる科学や数学・芸術などの教科横断的な学習活動は、現在SSH指定校や農業科などを中心に行われています。今後、このような学習活動を行う学校を、全県に満遍なく(拡充していくために、3つの学区で普通科を中心に毎年2校ずつ増加させ、令和5年度には36校となることをめざし、目標値を設定しました。
		「困難だと思うことで、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	「困難だと思うことで、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合	将来を予測することが難しい社会において、生徒が困難だと感じることにに対して前向きに挑戦することが社会の変化に対応する力として必要不可欠であることから選定しました。	71.8%	76.0%	探究活動や課題解決型学習、教科横断的な学びなどの取組を進めることにより、第二次行動計画期間中の上昇の割合(0.1ポイント/年)を上回る毎年1ポイント程度の上昇をめざして目標値を設定しました。

基本施策 3	特別支援教育の推進
--------	-----------

		数値目標					
施策名	指標	指標の説明	指標の選定理由	目標数値		令和5年度目標値設定理由	
				R 1 (現状値)	R 5 (目標値)		
基本 施策	-	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所を除く)	障がいのある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導・支援の充実を図り、一般企業への就職を希望する生徒の就職を実現することは、特別支援教育の成果を象徴的にあらわすことから選定しました。	100% (30年度)	100%	一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることを目標に、毎年100%に設定しました。
3-1	一人ひとりの学びを支える教育の推進	小中学校の通常の学級において個別的教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	通常学級において、個別的教育支援計画および個別の指導計画を作成した公立小中学校の割合	特別な支援を必要とする子どもたちが、いきいきと学校生活を送り意欲的に学んでいくためには、個々に応じた指導・支援が計画的に進められることが重要であることから選定しました。	支援計画 小:86.0% 中:70.2% (30年度) 指導計画 小:91.5% 中:85.1% (30年度)	支援計画 100% 指導計画 100%	特別な支援を必要とする全ての子どもたちが、一人ひとりの特性や教育ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を受けることができることを目標に設定しました。
3-2	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数	交流および共同学習は、特別支援学校と地域の小中学校等の子どもたちがお互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ大切な機会であることから選定しました。	845回 (30年度)	950回	障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ交流および共同学習の実施を、1校あたりの回数の増加を1割程度増やすこととして設定しました。

基本施策4		安全で安心な学びの場づくり					
	施策名	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由
					数値		
					R1 (現状値)	R5 (目標値)	
基本 施策	-	学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	公立小中学校および県立高等学校の児童生徒のうち、学校生活に安心を感じている割合を把握するために選定しました。	小学生 92.4% (30年度) 中学生 95.7% (30年度) 高校生 88.9% (元年度)	小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%	学校生活において子どもたちが安心を感じている割合は、すでに小中学校においては90%を超えていますが、この割合は今後100%をめざすべき大切な項目であると考えられることから、各校種とも3%程度(年0.6~0.9%)の上昇を見込んで目標値を設定しました。
		いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数	いじめ防止応援サポーターとして、県いじめ防止条例の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所・団体・個人の数	「三重県いじめ防止条例」にもある社会総がかりでいじめの防止に向けた取組を推進するため、学校だけでなく、保護者や地域住民、いじめ防止を応援してくれる事業者等が一体となっていじめ防止に取り組む割合を増やしていきたいことから選定しました。	450団体	650団体	県全体に活動を広げていくため、29市町の規模に応じて、毎年1~6団体(事業所・個人を含む)増加することをめざし、目標を設定しました。
4-1	いじめや暴力のない学校づくり	いじめの認知件数に対して解消したものの割合	当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件(認知後少なくとも3か月経過)を満たすものの割合	一旦認知されたいじめの事案に関しては、組織的な対応により、早期解消をはかることが最も重要なことであるため、選定しました。	96.7% (30年度)	100%	いじめは子どもたちの命にもかかわる重大な問題であることから、認知されたいじめは、100%の解消をめざして取り組むこととして、設定しました。
4-2	防災教育・防災対策の推進	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	家庭やPTA、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合	災害時に子どもたちの命を守るとともに、支援者の立場で地域の一員として行動できるようにするためには、家庭・地域と連携した取組が重要であることから、選定しました。	92.4% (30年度)	100%	全ての学校で家庭や地域と連携した防災教育を実施していること(100%)を目標としました。
4-3	子どもたちの安全・安心の確保	学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数	通学路の見守りボランティアを行うスクールガード(学校安全ボランティア)の活動に対して専門的な指導・助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数	学校・地域が一体となって、子どもたちの防犯意識を高めるとともに登下校時における子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれるのを防ぐ見守り活動をより効果的に実施していくためには、スクールガード・リーダーを中心とした学校安全ボランティアの充実が重要であることから選定しました。	5人	29人	児童生徒の登下校時の安全確保は喫緊の課題であり、令和元年度現在、公立小学校においては、約2万人の学校安全ボランティア(スクールガード)が登録されています。学校安全ボランティア(スクールガード)の指導役である警察官OB等をスクールガード・リーダーとして県が育成し、その専門性を高めながら、令和5年度には各市町に1人ずつ配置することをめざして、登録者数を29人と設定しました。
4-4	不登校児童生徒への支援	不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談や指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合	不登校児童生徒の将来の社会的自立を支援する観点から、欠席が続く児童生徒が、学校内外の関係機関とのつながりを持つことが大切であると考えられるため、選定しました。	小学生 74.1% 中学生 68.1% 高校生 50.7% (30年度)	小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%	不登校児童生徒のうち長期間にわたって欠席している児童生徒全員が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている状態をめざして、目標値を設定しました。
4-5	学びのセーフティネットの構築・学びの継続	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生や高校中退者等高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	現行の「三重県子どもの貧困対策計画」において、指標に定めた「生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する無料の学習支援を利用できる市町数」は、計画策定時の6市町から平成30年度は28市町に増加し、ほとんどの市町で利用できる体制が整備されました。一方で、ひとり親・生活困窮家庭の高校生が学習支援を利用できるのは18市町(H31.3.31時点)にとどまっています。学習習慣の確立をめざすとともに、中退者やさまざまな理由で進学しなかった人など誰一人取り残すことなく支援の機会が提供されることが必要であることから、高校生世代が学習支援を利用できる市町数を選定しました。	18市町 (30年度)	26市町	第二期子どもの貧困対策計画(令和2年度~6年度)において同指標を設定し、最終年の令和6年度に29市町すべてで学習支援が利用できる状態をめざすこととしています。このことから、5年間で毎年2市町ずつ増加するよう、学習支援体制の整備に取り組んでいくこととし、令和5年度は目標値を26市町と設定しています。
		高等学校(全日制)における中途退学率	全日制高等学校へ入学した生徒のうち、中途退学した生徒の割合	学習支援や経済的支援等が、中途退学する生徒の減少につながると考え、選定しました。	0.66% (30年度)	0.48%	全日制の中途退学者は、平成25年と比較して約半分に減少し、全国平均値(0.8%)と比べ低い値となっている一方で、現在も県内で200名以上の生徒が退学に至っていることから、1校当たり約4.5人の退学者を3人に減らすことをめざして、目標値を設定しました。
4-6	学校施設の充実	学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数	県立学校施設の長寿命化計画において定めた長寿命化改修に着手した建物の数	建物の老朽化対策やトイレ等の設備の改修は長寿命化計画に基づき取組を進めますが、改修の工期は改修内容により一律でなく、複数年にわたるものもあることから、計画の進捗状況を端的に把握するため、着手した建物数を選定しました。	-	-	現在策定中の長寿命化計画を反映した目標とします。予算に係る協議等が整った令和2年2月を目途に、目標値を設定します。

基本施策5		地域との協働と信頼される学校づくり					
	施策名	数値目標					
		指標	指標の説明	指標の選定理由	数値		令和5年度目標値設定理由
					R1 (現状値)	R5 (目標値)	
基本 施策	-	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合	コミュニティ・スクールを導入している公立小中学校等の割合を示すことで、県内の学校と地域が連携・協働した教育活動の推進状況を詳細に示すこととなることから選定しました。	36.3%	50.0%	コミュニティ・スクールの導入が県民に認知され、その取組の充実を図るため、コミュニティ・スクールを導入した県内の公立小中学校の割合を5割に設定しました。
5-1	地域とともにある学校づくり	家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	保護者や地域の方々が参画した授業支援や、児童生徒に対する教科指導等の学習支援が行われている公立小中学校の割合	教育課程内外において、保護者や地域住民等が学校の教育活動を支援している状況を把握するため、選定しました。	67.3% (30年度)	81.0%	家庭や地域と一体となった教育活動は、コミュニティ・スクール導入と関連する取組であることから、令和元年度からのコミュニティ・スクールの増加率と同じ割合で算出し、目標値を設定しました。
5-2	学校の特色化・魅力化	地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数	地域等の課題に対して、地域や産業界等と連携して課題解決型学習や人材育成等に取り組んでいる県立高等学校の数	学校のみでの学びだけでなく、地域と連携した高等学校の活性化の取組を進めることが重要であると考え選定しました。	35校	56校	課題の解決に向けた学びに取り組むことに加え、地域や産業界とともに学校を活性化することは重要であることから、全ての県立高等学校で実施することを目標準として設定しました。
5-3	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が進むよう研修を実施することで、教職員の授業力が向上し、子どもたちが主体的・対話的に学習に取り組むことができることから選定しました。	小学生 (主体的) 77.5% (対話的) 73.4% 中学生 (主体的) 77.6% (対話的) 74.2% 高校生 (主体的・対話的) 73.5%	小学生 (主体的) 82.5% (対話的) 78.4% 中学生 (主体的) 82.6% (対話的) 79.2% 高校生 (主体的・対話的) 78.5%	これからの学校では、子どもたちが主体的・対話的に学ぶ授業が求められていることから、小中学生は現状をふまえ、授業実践研修を通じて教員の授業力の向上を図るとともに、カリキュラム・マネジメントに関する研修を実施し教育活動の質の向上を図ることで、4年間で5ポイントの増加をめざして目標値を設定しました。高校生も同様に、4年間で5ポイントの増加をめざし、目標値を設定しました。
		コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合	組織マネジメントシート(教育委員会事務局)、学校マネジメントシートまたは行動計画(県立学校)、学校経営の改革方針等(小中学校等)において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点で「達成済み」となった割合	教職員の不祥事を防止していくためには、所属長・学校長のリーダーシップのもとで所属・学校単位でのコンプライアンスの徹底に向けた取組を実施していくことが基本と考え指標としました。	-	100%	全ての所属・学校においてコンプライアンスの徹底が図られることが必要と考えるため100%としました。
5-4	学校における働き方改革の推進	教職員の満足度	教職員満足度調査(公立小中学校および県立学校対象)における満足度の合計点	教職員満足度調査は、教職員の満足度や意欲・問題意識等を把握し、満足度向上に向け改善していくことで、教職員が自信とやりがいをもっていきいきと働けることができるよう実施していることから指標としました。	62.2点 (30年度)	64.0点	教職員満足度調査は20の設問で構成し、それぞれ4段階の回答としています。全ての教職員が、項目のひとつを1段階よい方へ回答することを目標としました。
5-5	家庭の教育力の向上	県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数	保護者同士で話し合いながら合う「みえの親スマイルワーク」の実施が県内に広がることにより、他の人とながかりながら子育てできる保護者が増えることにつながるから選定しました。	4市町	29市町	県内すべての市町において「みえの親スマイルワーク」の取組が広がることをめざし、目標を設定しました。
5-6	社会教育の推進と地域の教育力の向上	公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に対して、「行っている」と回答した市町の数	社会教育の役割として、地域課題の解決に向けて、人づくりの取組(講座やワークショップ等の学習機会の提供)を行うことが重要と考え、選定しました。	11市町 (30年度)	29市町	全市町の公民館等において、地域課題の解決に向けた取組が行われることをめざし、令和5年度の目標を設定しました。
5-7	文化財の保存・継承・活用	新たな保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	地域社会総がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等文化財の数	地域社会総がかりで文化財が適切に保存・活用・継承がなされるためには、市町が策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられることが重要であり、この計画に位置づけられる文化財の数は、文化財の保存・活用・継承への方向性が示された指標として最も適していると考えられることから選定しました。	0件	160件	地域社会総がかりでの文化財の適切な保存・活用・継承のため、着実に地域計画の策定を進め、対象となる文化財を4年間で160件とすることを目標に設定しました。